

第2回 いわき市後継医療機関選定委員会 議事要旨

I 開催日時：平成21年5月24日（日） 17:00～18:35

II 開催場所：市役所本庁舎 第3会議室

III 出席者

○選定委員会（順不同、敬称略） 7名出席

役職等	氏名	出欠
いわき市医師会長	木田 光一	出席
いわき市病院協議会長	松村 耕三	出席
いわき市病院事業管理者	鈴木 孝雄	出席
総合磐城共立病院長	樋渡 信夫	出席
常磐病院長	江尻 友三	出席
日本大学商学部教授	高橋 淑郎	出席
公認会計士	樋口 幸一	出席

○事務局出席者

役職等	氏名
病院局長	本間 静夫
病院局次長兼経営管理部長	氏家 廣仲
参事兼分院事務管理室長	根本 茂信
本院経営企画課長	渡部 登
病院局統括主幹兼経営企画課長補佐	飯尾 仁
主幹兼病院再編推進室長	渡邊伸一郎
病院再編推進室総括主査	小島 誠一
病院再編推進室事務主任	大西香奈子
病院再編推進室事務主任	田村 輝
病院再編推進室事務主任	浜井 裕介

IV 次第

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議事
 - (1) 第1回選定委員会の御意見を踏まえた対応の方向性について
 - (2) 後継医療機関募集に関する要領（素案）について
 - (3) 審査基準（案）について
 - (4) その他
- 4 閉会

V 主な内容

(1) 委員会の運営について

- ・透明性の確保及び市民への説明責任の観点から、委員会は、報道機関等に対し、公開するとともに、議事における発言要旨を公表することとした。

(2) 議事(第1回選定委員会の意見を踏まえた対応の方向性、後継医療機関募集に関する要領(素案)について)

<質疑>

委員A：応募の受付期間は、今日決めるのか。

事務局：次回で決めたい。現段階では6月ごろの2週間を想定している。

委員B：「無効となる応募」に、提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの、とあるが、具体的に提出する書類の項目を限定するのか。

事務局：提案書は現在検討中であるが、その様式等によっては、限定する可能性もある。

委員A：スタッフの名簿等を提出すると書かれているが、提案書の項目として扱うということによいか。

事務局：提案書の中の1つと考えている。

委員C：すべての医療スタッフの名簿提出は現実的に不可能に近いのではないか。

事務局：名簿の提出はスタッフ引抜き防止策の1つと考えているが、スタッフ全員の氏名を入れられない場合は、可能な限りとすることも考えている。

委員B：リース物件は希望があれば引き継ぐのか。

事務局：リース物件については、個別に協議したいと考えている。

委員D：借地を基本とするということだが、病院経営者としては、自分で土地を持ちたいのか、借地の方をとりあえず求めるものなのか、どちらの方が軸足をとりやすいのか。他の事例をお聞かせ願いたい。

委員C：借地が入っている事例は多くはない。病院を買う場合、土地も一緒の場合が多いと思うが、逆に、当面は、初期投資を抑え、借地で対応したいと考える方もいるかもしれない。

委員B：借地の場合、地権者、市、引継先の三者協定というのも必要かと思う。

委員C：土地を取得する場合は、市が入ってきちんと調整していかなければならないのではないかと思う。

事務局：現段階の市の考えは、市が今のまま借りて市の土地と併せて後継医療機関にお貸しするということである。

委員E：借地ということにするしかないのではないか。

委員F：土地の問題は、整理してやっていくべきだと思う。それができないときは、その辺のことを明らかにすべきだと思う。

事務局：一部の借地については、地権者の意向を踏まえる必要があると考える。

委員B：市と地権者との契約は、契約期間等どのようになっているのか。

事務局：現契約は、一旦の区切りとして、今年度限りとしている。

委員B：地権者の意向はどうか。

事務局：引継後も借地とすることは了解を得ているが、取得する場合は今後の協議となる。

委員B：地権者と市、手を挙げたところの三者で整理する必要がある。権利関係や契約で借りることは可能かどうかを法律的にも詰めておいて、手を上げる後継医療機関に対して提示できるようにしておいたほうがよい。

委員C：買う方からすれば非常に重要な問題になるので、地権者、市、引継先、この三者の合意を得ることが必要である。

委員C：将来、引継先から取得の希望が出たとき、市が関与するのか。市の財産もあるので市が関与しなければいけないのではないか。

事務局：市が入るのが妥当かと思われるが、引継先や地権者の意向も踏まえる必要がある。

委員G：この委員会がなくなってから土地の売買が行われるのであれば、公正を保てるのか。

事務局：病院も市の財産であり、議会に報告して適正な価格で売買するため、不透明感というのは存在しない。ご理解をお願いしたい。

委員G：借地であっても、病床の権利は確保できる。病床の権利は医療界では売買できるくらいの価値があるため、土地を売却しないと5年後には、病院がなくなってしまうという可能性がある。

委員C：常磐地区で医療をやっていくことを担保できるよう要領に盛り込むことが重要である。

委員F：借地権が成立した後で売却というと、かなり価格が低くなると思うが。

委員B：売却の場合、適正な評価かどうかは、市で判断してもらい市民に報告するというチェックはしてもらいたいと思う。

委員F：大事なものは、ある程度の期間、常磐地区の医療を担ってくれるということをいかに担保していくかということだが、5年位で売却とかになった場合には、市民に対してとても申し訳ないことになりかねない。

委員B：常磐地区の医療を確保するため、公募要領に病院の転売を防ぐような条項がほしいと思う。

委員F：応募資格に、いわき市に法人の医療施設があつて法人の住所が市外にあつてもいいとされているため、病院の転売を目的とする者が手を上げる可能性がないとはいえない。委員が見抜いて失格にすればいいが難しい。

委員C：先生方が言われたような仕組みについて、事務局で検討してほしい。

委員F：いわさき荘との連携は、大事なポイントだと思う。

委員G：社会福祉法人はわかるが、市が売却の条件に絶対的に含めなければいけないような何かがあるのか。特別ないきさつがあるのか。

事務局：引継ぎにあたっては、混乱をきたさないというのが1つの前提であるため、引継先に今までどおりの役割をお願いしたいということである。

委員C：後継の病院としてこれまでどおり混乱を招かないように続けていくことを市が判断をしたということでご了解いただきたいと思う。

委員F：これまでの市民への説明会の中で、市民と約束したというようなことがあれば教えてほしい。

事務局：改革プランでは、救急医療の機能は新たな引継先で担っていただくことや、地域医療の維持・確保を図ることなどを基本としたところだ。

これまで常磐地区と遠野地区で行政嘱託員等に対する説明を行ったが、常磐病院の存続を希望するといったご意見のほか、救急などの医療水準を確保してほしいなどの意見があった。また、会議終了後の話の中では、透析の患者が心配だという意見もあった。

(3) 議事(審査基準(案)について)

<質疑>

委員C：今日は自由に意見をいただいて、次回決めたいと思う。

委員A：今常磐病院でやっている診療科目はある程度維持できるということを前提に考えているのか。

事務局：常磐病院には16診療科あるが、常勤医が不在の科もあり、引継時は、基本的には今動いている診療科を維持していただくことが最良と考える。

委員C：場合によっては若干減る可能性もあるし増える可能性もあると理解する。

事務局：救急医療への対応ということも条件になっているので、二次救急をやらうとすると、基本的には内科外科等の診療科が必要になり、それでおおむね担保できるのではないかと考えている。

委員F：病床数、診療科目、救急医療への対応、それからスタッフ確保の可能性。医療法の基準を守るということにこの3つをからめるとかなりきつい話である。医療法の基準を満たすことという言葉は努力目標であって文章を入れなくてもよいと思うが。

事務局：医療法に関わる基準については、事務局でもう一度時間をいただきたい。なお、6-④でお示した「他に特色ある提案があるか」は、適切さを欠くので検討させていただきたい。

委員C：場合によっては両病院長に相談しながら実務的につめていただきたい。

事務局：診療体制について、段階的な整備というのもあると思う。出発点はここから、という提案の仕方もあろうかと思うので、委員の皆様判断していただくようになると思う。

委員C：提案をするときの注意事項として段階的なものでも構わないというような文章を入れておくということになるか。

事務局：提案にあたって質疑の時間もとっていききたいと思っている。段階論も出

てくるのではないか、あるいは段階論をとらないで出てくればその点数はどうなるのかというところで評価があると思う。

委員A：段階論の実効性はどこがチェックしていくのか。

事務局：計画を遂行してもらえない。なお、段階論は診療科の話であり、救急については絶対的な条件なので、段階論でというわけにはいかない。

委員G：救急医療はどの程度の救急医療を考えているのか。二次輪番病院の中に入るだけでいいのか。今の常磐病院の肩代わりをするならば15人の医師が必要である。

委員F：現在は過渡期と思って10人でがんばってやっているが、15人は必要。病床数・救急医療・スタッフの医療法の基準を守るとするのは至難の業だと思う。手を挙げてくる病院がどれだけ頑張るかを見るという意味での項目だと理解はしているが。

委員C：こちら側の基準としてこれを見ましようということなので、より具体的なグレードというのはこちら側の判断になってくる。

委員F：どのくらいの努力を見せられるかを見るためのものだと理解してこれだけの項目をあげていただいたほうがよいと思う。

委員C：こういうチェックリストを出すということは、審査の上での漏れが無いようにというのが大前提、そういう中での重軽の評価をつけるということなので、これはやっぱり必要だと思う。

委員E：審査基準の項目に再就職の希望者への対応とあるが、市としては常磐病院の職員はなるべく共立病院に来て欲しいと考えているのだから矛盾しているのではないか。

委員F：「職員が希望すれば」という条件。慣れ親しんだところで働きたい、地元の顔を見ながら働きたいという職員もいるだろう。

委員C：原則、共立病院に資源を投入したいという市側の意向はあると思うが、ここの病院にいたいという希望がある場合、制限はできないのではないか。

委員F：常磐病院の職員がある程度残り、手を挙げた病院が中に入ってくるというのが一番現実的な形ではないかと思っている。

委員C：これまで病院の統廃合とかを見てきた中では、元となる病院の良い面を残していくには、それまでいたスタッフが残って教育するメンバーになり向こうの教育との調整役をするという、病院運営の重要なポイントになるので、その辺の柔軟性を持って審査していくことが望ましい。

委員C：本日の意見を踏まえ、第3回の会議までに事務局で資料を整理し、最終的な案を提出してもらいたいと思うのでよろしく願います。

※次回は、5月29日（金）17:00より市役所本庁舎第3会議室で開催。